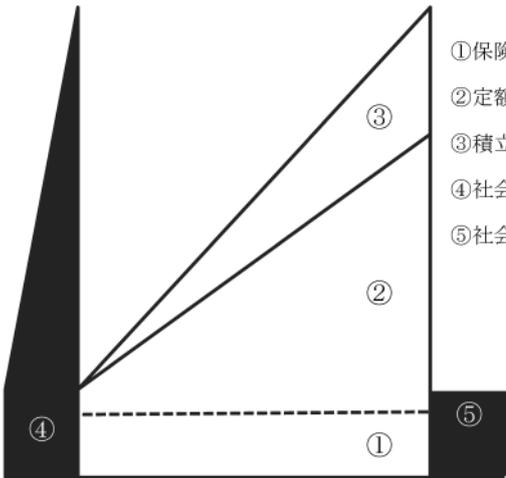


<p>国名</p>	<p>ロシア</p>
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	 <p>①保険年金定額給付 ②定額給付を除く保険年金 ③積立年金 ④社会年金以外の国家保障年金 ⑤社会年金</p> <p>(財源 = 強制年金保険料)</p> <p>(財源 = 一般財源)</p>
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p>◎被用者 ◎自営業者 ◎自然人たる使用者 但し、公的年金としての積立年金については、2015年から任意</p>
<p>保険料率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①被保険者の賃金が保険料算定基礎額以内の場合は、賃金相当額の22%を使用者が納付、同基礎額を超えた場合には、超過分について10%の保険料 ②被保険者が自営業者・自然人たる使用者の場合、年取30万ルーブリ以下の場合は定額の保険料、30万ルーブリ超の場合は、それに加えて30万ルーブリを超える部分の1%の保険料。 ・ 被保険者が1966年以前生まれの場合、保険料の全部が保険年金の原資へ。被保険者が1967年以降生まれの場合、22%の保険料のうち6%分を積立にまわすか、全くまわさないか、被保険者の選択。 ・ 被用者には保険料負担はない
<p>支給開始年齢</p>	<p>・ 普通老齢保険年金は男性60歳、女性55歳より支給開始。</p>
<p>基本受給額</p>	<p>平均老齢保険年金月額：2016年12月31日現在、13,172ルーブリ [2018年4月7日、1 USD=58.73ルーブリ]</p>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険年金：定額給付部分+報酬比例部分 ・ 積立年金：報酬比例かつ運用次第
<p>所得再分配</p>	<p>フラットな保険料率なので、そこに着目する限り、所得再分配機能は弱い。しかし、年金基金の赤字が年々増加していて、それを埋めるため一般財源が投入されていることに着目すれば、結果的にそれなりの所得再分配機能を果たしているともいえる。</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険年金は賦課方式、積立部分は積立方式。 ・ 国家保障年金は一般会計を財源とする税法式。
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険年金は強制年金保険料から給付されるが、年金基金の赤字分は連邦予算から補填。 ・ 国家保障年金は一般会計からの国家負担。
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>社会年金（年金を含むあらゆる社会給付その他の収入を合算しても最低生活費を下回る場合、連邦または連邦構成主体の一般財源から不足分が付加給付として支給される）</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>一般会計を財源とする社会年金および公的扶助</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>2015年の私的年金受給者数15567百人（ロシア連邦年金基金〔=公的年金〕の登録年金受給者数を100とすると3.6に相当）</p>
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>被保険者は積立状況についてロシア連邦年金基金に情報請求する権利があり、また被用者たる被保険者は保険料の納入状況について使用者に情報提供を求める権利がある。</p>

ロシアの年金制度

篠田 優 (北星学園大学経済学部教授)

1. 制度の特色

2015年から新たな年金法制が施行された。要点は、次のとおりである。

- ① 年金制度は、保険年金、積立年金、国家保障年金、の3制度で構成される。
- ② 保険年金は、賦課方式の年金で、老齢・身体障害・扶養者喪失の3種から成り、強制加入の年金保険料を原資とし（赤字が発生しない限り一般財源は投入されない建前）、定額給付部分と報酬比例部分から成る。
- ③ 積立年金は、積立方式の年金で、1967年以降生まれの者が被保険者となる。原資は、強制年金保険料の一定部分から構成されるが、この一定部分を積立にまわすか、積立に回さないですべて保険年金の原資にするか、つまり将来、積立年金を受給するか否かは、被保険者の選択に委ねられる。
- ④ 国家保障年金は、税を財源として特定のカテゴリーの市民に支給される。
- ⑤ 被用者たる被保険者の強制年金保険料は使用者のみが負担する。
- ⑥ 一般の老齢保険年金の受給開始年齢は、男子60歳、女子55歳である。
- ⑦ しかし、労働の種類や生活条件から多くの者に⑥の年齢到達前の早期年金受給権が定められている。

2. 沿革

社会主義時代末期の1990年、労農一元の国家年金法が制定され、同法は体制転換後も現行法として機能した。その後、21世紀に入り〈保険〉の論理をヨリ強調した新制度が導入された（2002年施行。以下「02年制度」とよぶ）。これによって、財政方式として賦課方式に加えてロシアの年金史上初めて積立方式が一部導入され、労働年金の受給要件として一定の保険経歴（保険料納付期間）が求められるようになった。

しかし、2008年以降、02年制度は、統一社会税の

廃止（税から保険料へ）、逆進税率からフラットな保険料率への変更等少なからず変化してきたが、ついに、2013年末、02年制度の基幹的法律の一つであった労働年金法に代る「保険年金法」・「積立年金法」が制定され、2015年から施行されている（以下、新制度を「15年制度」とよぶ）。

以下、02年制度との異同に留意しつつ、15年制度の要点を紹介する。しかしながら、財政的理由から15年制度自体が早くも動揺を来している（後述8参照）。

3. 制度体系の概要

(1) 保険年金

1) 保険年金は、02年制度の労働年金保険部分の後継制度で、①a) 老齢、b) 身体障害、c) 扶養者喪失の3種の年金と、②これら3種の年金に付加される定額給付、から成る。

a) は、保険経歴（保険料納付期間）が15年以上、個人年金係数（後述）が30以上ある者で、男子で60歳、女子で55歳に達したものに受給資格が認められる（年金年齢は、02年制度と同じ）。

b) は、身体障害と認められた者に保険経歴があることを条件に給付される（保険経歴がない場合は、後出の社会年金）。

c) は、扶養者に保険経歴があることを条件に、扶養者を失った被扶養者に対して給付される（同上）。

b) 、c) については、02年制度と変わりはない。

2) 定額給付は、02年制度の労働年金保険部分定額基礎額にはほぼ相当するが、02年制度のそれと異なり、保険経歴の長さは額に影響しない。

(2) 積立年金

積立年金は、02年制度の労働年金積立部分を独立させたもので、その限りでは新しさはないが、積立年金を受給するために積立分の保険料を納付するかが被保険者＝市民の選択に委ねられたことが決定的に異なる。かといって私保険化されたわけではない。後述するように、積立金の原資となる保険料は、強制年金保険料から切り分けられる形で納付されるので、「公的性質」を維持している。

積立の選択は、被保険者が2015年末までに積立年金のための積立金運用会社または非国家的年金基金

と契約を締結することでなされる。2014年以降にその者のために初めて保険料が徴収される被保険者については、最初の保険料徴収から5年経過した年の年末までに上記選択をする必要がある（強制年金保険法第33.3条）。このように、積立を行う選択には期限があるが、積立を止める選択はいつでも行うことができる（2014年3月17日政府決定第194号）。

(3) 国家保障年金

この年金は、一般財源から特定カテゴリーの市民に給付される年金で、02年制度をそのまま維持している。すなわち、①年功年金、②老齢年金、③身体障害年金、④扶養者喪失年金、⑤社会年金、から構成され、①は連邦国家職員と軍勤務者等に、②は放射線事故罹災者に、③は軍勤務者、第二次大戦の参加者および放射線事故罹災者に、④は死亡した軍勤務者等の家族構成員に、⑤は他の年金の受給権を有しない男子65歳、女子60歳以上の市民等に支給される。

4. 給付算定方式、スライド方式

(1) 保険年金

紙幅の制約上、以下では老齢保険年金についてのみ記述する。

1) 2018年の老齢保険年金の定額給付は、月額4982.90ルーブリ（以下、Rとする）である。

2) 定額給付を除いた老齢保険年金部分の月額は、（被保険者の各暦年ごとに決まる個人係数の総和）×（保険年金単価）、である。

2-1) 各年の個人係数は、{(当該被保険者のための年金保険料 [A]) ÷ (最高年金保険料 [B])} × 10、である。

被保険者が積立年金のための積立を継続しない選択をした場合、定額給付を除いた保険年金の保険料率は、2014年以降被保険者の賃金相当額の22%で（<表1>参照）、この料率がかけられる賃金相当額には上限が定められていて、2018年の上限額は年額1021000Rである。したがって、2018年のBは224620R（1021000×0.22）で、例えば、被保険者の年収が600000Rであれば、Aは132000Rとなるから、この被保険者の2018年の個人係数は5.877である。被保険者の年収が上記上限額以上であれば、個人係

数は10である。

わかるように、この個人係数は保険料が納付されている限り、毎年累積され、数値が増えていく。

2-2) 保険年金単価は、毎年2月に前年の消費者物価指数にしたがってスライドされ [C]、また年次の年金基金予算法において、保険年金のための収入総額を保険年金受給者全員の個人係数で除した額が毎年4月からの新たな額 [D] とされる。DがCを下回る場合には4月以降もCが保険年金単価とされる。

2018年の保険年金単価は、81.49Rである。

(2) 積立年金

年金受給資格認定時の各被保険者の年金積立金を「年金支給予想期間」で除した額が積立年金の額となる。

積立年金にはスライド制はない。

(3) 国家保障年金

国家保障年金は、02年制度のままである。この年金は、受給権者の個別カテゴリーごとに算定方式が区々であり、紙幅の制約もあるので、ここでは社会年金についてのみ述べる。

労働能力のない①男子で65歳以上、女子60歳以上の者、②身体障害者、③扶養者喪失者、が社会年金の受給者になる。年金額は前年の最低生活費の向上を考慮して政府決定によりスライドされる。2018年4月時点で、①の年金額は月5180.24R、②における第1級身体障害者および③は月10360.52Rである。

5. 負担・財源

(1) 財源と負担

国家保障年金の財源は、連邦予算の一般財源である。

それ以外の年金の財源は、保険料である。保険料の納付義務者は、使用者および個人事業者で、被用者の負担はない。

(2) 保険料率

1) 強制年金保険の保険料率は、本則では賃金相当額の26%とされているが、2014年から2020年までの期間については、<表1>のように定められてい

<表 1> 2014~2020年の保険料率

保険料率	1966年以前に 生まれた者	1967年以降生まれの者			
		0%ヴァリエント		6%ヴァリエント	
		保険年金へ	積立年金へ	保険年金へ	積立年金へ
22.0% (保険料算定 基礎額の上 限内)	22% うち 6.0% =連帯部分 16% =個人部分	22% うち 6.0% =連帯部分 16% =個人部分	0.0% =個人部分	16% うち 6.0% =連帯部分 10% =個人部分	6.0% =個人部分
10.0% (保険料算定 基礎額の上 限超)	10.0% =連帯部分	10.0% =連帯部分	0.0%	10.0% =連帯部分	0.0%

る。

2) 表の個人部分とは報酬比例の年金のための原資形成部分と解してよく、それ以外の部分が連帯部分である。積立年金は報酬比例の年金であるから、その原資形成には保険料の個人部分だけが充てられる。

3) 社会主義時代から、地下労働に代表されるような、強度・有害度・危険度が高い労働に従事する者は、一般の老齢年金年齢に達する前に年金を受給する権利(早期年金権)が認められている。こうした労働者を被保険者とする場合に、2013年から1)で記した保険料に加えて追加保険料が導入されている。

4) 個人事業者の保険料は、年収30万R未満の場合、2018年においては定額26545R、年収30万R超の場合は、この定額に加えて、年収の30万Rを超えた部分の1%が加算される。但し、保険料総額は、上記定額の8倍を超えることはできない。

6. 財政方式、積立金の管理運用

保険年金は賦課方式、積立年金はその名のとおり積立方式である。

将来、積立年金を受給しようとする被保険者=市民は、積立金の運用を次の四つから選択する。①連邦債と預金を投資対象とする国家運用会社による投資ポートフォリオ、②連邦債と預金に加え、抵当証

券、国際金融機関の有価証券等も投資対象とする、国家運用会社による拡大投資ポートフォリオ、③国家運用会社以外の、ロシア連邦年金基金が信託契約を締結している他の運用会社、④非国家的年金基金、である。被保険者が明示的な選択をしなかった場合、②で運用される。

被保険者は、①~④の選択を年に1度変更することができる。被保険者は、自身の積立金の運用状況についてロシア連邦年金基金に情報請求する権利を有する。

7. 制度の企画、運営体制

年金の運営主体はロシア連邦年金基金である。毎年の同基金の予算および決算は、議会において法律として採択・承認される。

8. 最近の議論や検討の動向、課題

(1) 継続中の問題

まず、筆者が本誌33巻2号以来指摘してきたロシア年金制度の三つの問題、すなわち①年金基金の赤字、②灰色賃金、③年金水準の低さ、は現在も継続中である。

年金基金の赤字を補填するための連邦予算から年金基金予算への繰入れが年金基金予算に占める率は、2015年年金基金予算で39.4%、2016年42.3%、2017年45.2%と漸増している。

赤字の一因として②の灰色賃金がある。灰色賃金とは、実際の賃金より低い賃金を年金基金に申告することで保険契約者＝使用者が保険料負担を減らそうとする現象である。統計庁のデータによれば、2015年の灰色賃金の総額は、過去最高で10兆9千億Rに達したとされる。

③の年金水準は、所得代替率で見ると、2015年は35.2%であり、政府が目標とした40%にはなお隔たりがある（拙稿・本誌35巻1号170頁参照）。

(2) 15年制度の動揺

予算法典により連邦予算を均衡させるために石油・ガス収入を財源とする準備基金が形成されていたが、2014年以後の石油価格の低落、低迷（https://investbrothers.ru/stata/stata_oil/urals/）の影響を受け、2016年以降準備基金も目減りし、ついに準備基金は2018年以降同じく石油・ガス収入を財源とする国民福祉基金に統合され解消されることになった。このことは、年金基金の赤字の補填を2013年以前のように連邦予算に頼ることができなくなってきたということを意味し、次の①～③のような、年金支出を抑制する策が取られ、今日に及んでいる。このうち①②は15年制度が全く予定していないものであり、15年制度の動揺とする所以である。

①積立年金のための積立のモラトリアム

積立を選択する者のために年金保険料の6%分が積み立てられることになっているにも関わらず、強制年金保険法の経過規定部分を改正することで、2014年、2015年の2年間は6%分も積立にまわさず、保険料をすべて保険年金支給に充てるとする積立モラトリアムが導入された（2014年12月1日連邦法律第410号）。モラトリアム期間は、その後3度延長され（2015年12月14日連邦法律第373号、2016年12月19日連邦法律第447号、2017年12月20日連邦法律第413号）、現在、2020年まで継続されることになっている。

②インデクセーションの不完全実施

既述のように、保険年金単価は毎年2月にインデクセーションされることになっているが、特別法（2015年12月29日連邦法律第385号）で保険年金法のインデクセーション規定の効力が2016年末まで停止され、2015年の消費者物価上昇率は12.9%であっ

たにも関わらず、同じ特別法で保険年金単価の引き上げは4%に制限された。

2017年は、法律どおりにインデクセーションが行われたが、再び特別法（2017年12月28日連邦法律第420号第5条）で2018年末までインデクセーション条項の効力が停止されている。

③公務員の年金受給年齢の段階的引き上げ

下記のように、年金年齢引き上げ問題が浮上している中、2016年5月の保険年金法改正で、公務員の老齢保険年金の受給年齢が、2017年から一般の老齢保険年金受給年齢より1年ごとに半年ずつ引き上げられ、男性公務員は2026年以降65歳で、女性公務員は2032年以降63歳で固定されることとされた。

(3) 年金年齢引き上げ問題

年金年齢引き上げについては、財務省を中心とするいわゆる<経済ブロック>が積極、労働・社会保障省を中心とする<社会ブロック>が消極、と対立するなか、2015年5月、政府は年金年齢引き上げを正式な検討課題とした。公式には現在なお検討中であるが、2017年2月に、イズヴェスチヤが「政府が年金年齢引き上げを決定」と報じた。イズヴェスチヤによれば、<社会ブロック>は条件闘争に入った模様で、大統領選後の2018年に政府案が公表される可能性があるとしている（<http://izvestia.ru/news/661408>）。

上述の公務員の年金受給年齢の引き上げは、一般的な受給年齢の引き上げに向けた先行的実行で、年金支出の抑制だけではなく、一般的年齢引き上げに対する社会の受け止めの把握、引き上げ実施上の検討課題の析出という狙いも込められているであろうことは想像に難くない。

(4) 積立年金の行方

ここでも積立年金の縮小・廃止を主張する<社会ブロック>とその存続を主張する<経済ブロック>が対立しているが、(3)と異なり、今のところ、前者が優勢である。インフレを上回る積立金の運用は容易ではないことと、当該年の保険料で当該年の保険年金の支給に足りないという現実を前に、<経済ブロック>の側が、信頼に足る制度設計を示せないでいるという状況にみえる。

(5) むすびにかえて

(1)~(4)で取り上げた問題の根底には石油頼りの経済がある。かかる経済が続く限り、ロシアの年金制度は石油価格次第で今後も動揺を繰り返すこととなろう。

.....
主な参考文献

[基本法律] * 法令データベースКонсультантПлюс (http://www.consultant.ru/)において、大統領署名の日付または法律の号数から現行条文と改正履歴を参照できる。

1998年7月31日連邦法律第145号「ロシア連邦予算法典」第二部第4編

2000年8月5日連邦法律第117号「ロシア連邦税法典」第36章

2001年12月15日連邦法律第166号「国家年金保障法」

2001年12月15日連邦法律第167号「ロシア連邦強制年金保険法」

2002年7月24日連邦法律第111号「ロシア連邦における積

立年金の資金調達のための資金投資法」

2013年12月28日連邦法律第400号「保険年金法」

2013年12月28日連邦法律第424号「積立年金法」

2016年12月19日連邦法律第416号「2017年ロシア連邦年金基金予算法」

[官庁ホームページ]

http://www.pfrf.ru/
 https://www.minfin.ru/ru/statistics/fonds/
 http://government.ru/news/18119/

[その他]

Соловьева Т., “Портал перехода” закрывается, Ваше право, 2015, № 17

Росстат., Российский статистический ежегодник 2016, М., 2016

《Нефть не решит проблем пенсионной системы》: Глава АНПФ Сергей Беляков - о разморозке накопительной компоненты и значении пенсионных денег для экономики, Известия, 08.02.2017

Веснина М., Рекордная теневая занятость, Ваше право, 2017, № 9/10